

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可の一括同意基準

第1 目的

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書に規定する建築審査会の同意に関し必要な事項を定めることにより、手続の簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

第2 基準

適用範囲は、法第56条の2の規定について法第3条第2項に該当し、かつ同条第3項第5号に該当しない場合における敷地又は既に法第56条の2第1項ただし書の許可を受けた建築物の敷地と同一敷地内で建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替、移転及び一部の改築に関する工事（以下、「増築等」という。）を行う場合で、周囲の居住環境を害するおそれがないと認められるもののうち、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 法第56条の2第1項本文の規定に適合しない日影の部分は、基準時に存する既存建築物のみによるものであること。
- (2) 増築等を行う建築物については法第56条の2第1項本文の規定に適合すること。
その際の平均地盤面は増築等を行う建築物のみによるものとする。
- (3) 増築等を行うことにより、既存建築物を含めた日影時間が吹田市建築基準法施行条例第2条に規定する日影時間を超えている部分の増加がないこと。ただし、その部分の増加が平均地盤面の変化による計算上の増加である場合はこの限りでない。
- (4) 法第56条の2第1項本文の規定に適合しない日影を生じさせている既存建築物以外の建築物の増築等であること。

第3 建築審査会の同意

この基準に適合したものについては、吹田市建築審査会の同意を得たものとみなす。

第4 建築審査会への報告

この基準に基づき許可したときは、特定行政庁は速やかに吹田市建築審査会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成25年 1月 4日から施行する。

改正 この基準は、令和 5年 1月27日から施行する。

審査会用資料（15部作成）

申請用図書を元に設計者名等不必要な情報を削除し、以下の注意点を確認して審査会用資料を作成して下さい。

図面名称	縮尺	注意事項	用紙サイズ
附近見取図	1/2500		A4 又は A3
建物用途別現況図	1/2500		A4 又は A3
配置図	(適宜)		A4 又は A3
時刻日影図	(適宜)		A4 又は A3
等時間日影図	(適宜)	・制限を超える部分の面積を記載	A4 又は A3

(1) 日影図は、「基準時（又は前回許可時）※」、「増築後」、「増築後（基準時（又は前回許可時）の平均地盤に固定したもの）」及び「増築棟のみ（法別表第4（ろ）欄の各項に掲げる建築物以外の建築物（4の項にあっては、吹田市建築基準法施行条例第2条で指定したものは不要）」を作成して下さい。

※ 基準時（又は前回許可時）：法第3条第2項に該当し、かつ同条第3項第5号に該当しない場合における敷地については基準時、法第56条の2第1項ただし書の許可を受けた敷地については前回許可時とする。なお、基準時（又は前回許可時）から除却されている建物の部分（本許可の対象となる改築又は移転に係る部分を除く。）は無いものとして測定するものとする。

(2) その他、市長が必要と認める図書を求める場合があります。